

○ 財務省告示第 120 号

国債証券買入銷却法（明治 29 年法律第 5 号）第 2 条の規定に基づき、同法第 1 条第 1 項の規定により令和 7 年 3 月 12 日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 25 日

財務大臣臨時代理

国务大臣 村上 誠一郎

(別表)

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額 100 円 当たりの買入価格
利付国庫債券 (物価連動・10 年)	第 23 回	7,000,000,000 円	103.64 円
〃	第 24 回	1,000,000,000 円	103.62 円
〃	第 25 回	400,000,000 円	107.44 円
〃	第 28 回	4,400,000,000 円	102.69 円
〃	第 29 回	7,300,000,000 円	101.79 円
合計		20,100,000,000 円	